



Contents

特許侵害

サポート要件違反による無効の抗弁が認められた事例

知財高裁(2部)令和5年10月5日判決〔環境対応型熱伝達組成物事件〕

審決取消

機械装置においてサポート要件違反が認められた事例

知財高裁(1部)令和5年9月20日判決〔永久磁石の樹脂封止方法事件〕

商標

商標法3条1項3号への該当性について特許庁と知財高裁とで 判断が分かれた事例

知財高裁(2部)令和5年9月7日判決〔ヘアカーラー事件〕

不正競争

ペット用健康補助食品の標章につき周知性が否定された事例

大阪地裁(21部)令和5年9月14日判決〔「ワンスプーン」事件〕

事務所 *News*

執筆情報

特許侵害

サポート要件違反による無効の抗弁が認められた事例



田中 想音
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年10月5日判決(令和4年(ネ)第10094号)裁判所ウェブサイト(環境対応型熱伝達組成物事件)

裁判例はこちら

1. 事案の概要

本件は、発明の名称を「2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン、2-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロペン、2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロプロパンまたは2,3,3,3-テトラフルオロプロペンを含む組成物」とする特許(特許第6752438号。本件特許)の特許権者であるX(原審原告)が、Y(原審被告)の販売する環境対応型フッ素系冷媒製品(Y製品)が本件特許に係る発明の技術的範囲に属していると主張して、Y製品の譲渡等の差止及び廃棄を求めた事案です。

原判決(東京地判令和4年8月2日(令和3年(ワ)29388号))は、本件特許には新規性欠如(特許法29条1項)の無効理由があるから、特許法104条の31項により、XはYに対し、本件特許権を行使することができないとして、原告の請求をいずれも棄却し、これに対してXが控訴しました。

2. 裁判所の判断

知財高裁は、結論において原判決と同様にXの請求にはいづれも理由がないとし、Xの控訴を棄却しましたが、その理由付けは原審とは異なり、本件特許にはサポート要件違反(特許法36条6項1号)の無効理由があるとの判断によるものでした。本記事では、知財高裁の判断に絞ってご紹介します。

(1) 本件発明の概要

本件特許の請求項1の記載は次のとおりです(「本件発明」)。
 ▶HFO-1234yfと、HFC-143a、およびHFC-254eb、を含む組成物であって、HFC-143aを0.2重量パーセント以下で、HFC-254ebを1.9重量パーセント以下で含有する組成物

裁判所は本件発明の概要として、「本件発明は、熱伝達組成物等として有用な組成物の分野に関するものであり、新たな環境規制によって、冷蔵、空調及びヒートポンプ装置に用いる新たな組成物が必要とされてきたことを背景として、低地球温暖化

係数の化合物が特に着目されているところ、1234yf等の新たな低地球温暖化係数の化合物を調製する際に、特定の追加の化合物が少量で存在することを見出したというものである」と認定しました。

本件特許の明細書(「本件明細書」)には、上記と関連する記載として、次のような記載があります。

【技術分野】 【0001】

本開示内容は、熱伝達組成物、エアゾル噴霧剤、発泡剤、ブロー剤、溶媒、クリーニング剤、キャリア流体、置換乾燥剤、バフ研磨剤、重合媒体、ポリオレフィンおよびポリウレタンの膨張剤、ガス状誘電体、消火剤および液体またはガス状態にある消火剤として有用な組成物の分野に関する。特に、本開示内容は、2,3,3,3-テトラフルオロプロペン(HFO-1234yfまたは1234yf)または2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-243dbまたは243db)、2-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロペン(HCFO-1233xfまたは1233xf)または2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244bb)を含む組成物等の熱伝達組成物として有用な組成物に関する。

【背景技術】 【0002】

新たな環境規制によって、冷蔵、空調およびヒートポンプ装置に用いる新たな組成物が必要とされてきた。低地球温暖化係数の化合物が特に着目されている。

【発明の概要】 【発明が解決しようとする課題】 【0003】

出願人は、1234yf等の新たな低地球温暖化係数の化合物を調製する際に、特定の追加の化合物が少量で存在することを見出した。

(2) サポート要件違反による無効の抗弁の成否

ア 判断基準

裁判所は、サポート要件違反に係る判断に当たり、まず、次の

¹ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/940/091940_hanrei.pdf

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ような規範を示しました。

▶特許請求の範囲の記載が、サポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決することができるかと認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決することができるかと認識することができる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

イ 本件における判断

次に、裁判所は、大要以下のとおり判示し、本件明細書の記載内容によれば、①当該記載をもって、本件発明が解決しようとする課題を理解することはできず、かつ、②仮に本件発明の課題を理解したとしても、当業者が当該課題を解決することができるかと認識することができるとは認められないと判示し、本件特許にはサポート要件違反の無効理由が存在すると判断しました。

①課題の認識について

▶本件明細書には、HFO-1234yfが低地球温暖化係数(GWP)を有することが知られており、高GWP飽和HFC冷媒に替わる良い候補であること、HFO-1234yfを調製する際に特定の追加の化合物が少量存在することなどが記載されているが、HFO-1234yfについて、原出願日前において、既に低地球温暖化係数(GWP)を有する化合物として有用であることが知られていたことは、本件明細書【0010】の記載自体からも明らかである。したがって、HFO-1234yfを調製する際に追加の化合物が少量存在することにより、どのような技術的意義があるのか、いかなる作用効果があり、これによりどのような課題が解決されることになるのかといった点が記載されていないければ、本件発明が解決しようとした課題が記載されていることにはならない。

▶しかし、本件明細書には、これらの点について何ら記載がなく、その余の記載をみても、本件明細書には、本件発明が解決しようとした課題をうかがわせる部分はない。

▶本件明細書には、上記【0001】の記載があるが、同記載は、本件発明が属する技術分野の説明にすぎないから、この記載から本件発明が解決しようとする課題を理解することはできない。

▶そうすると、本件明細書に形式的に記載された「発明が解決しようとする課題」は、本件発明の課題の記載としては不十分であり、本件明細書には本件発明の課題が記載されていないというほかない。そうである以上、当業者が、本件明細書の記載により本件発明の課題を解決することができるかと認識することができるということもできない。

②課題の解決手段の認識について

▶仮に、上記【0001】の記載をもって本件発明の課題を説明したものと理解した場合、本件発明の課題は、「2, 3, 3, 3, 一テトラフルオロプロペン(HFO-1234yfまたは1234yf)または2, 3-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロプロパン(HCFC-243dbまたは243db)、2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロプロペン(HCFO-1233xfまたは1233xf)または2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244bb)を含む組成物等の熱伝達組成物として有用な組成物を提供すること」と理解されることとなるはずである。

▶そして、本件発明は、①HFO-1234yf、②0.2重量パーセント以下のHFC-143a、③1.9重量パーセント以下のHFC-254ebを含む組成物によって、当該課題を解決するものということになる。

▶しかしながら、本件明細書の実施例には、HFO-1234yf、HFC-143a及びHFC-254ebを含む組成物が4例記載されており、当該組成物に含まれるHFC-143aの量がそれぞれ、0.1、0.1、0.2、0.2モルパーセントであること、及び同HFC-254ebの量がそれぞれ1.7、1.9、1.4、0.7モルパーセントであることが記載されているところ、そこに記載された組成物には「未知」のものが含まれており、その分子量を知ることができないから、モルパーセントの単位をもって記載されたHFC-143a及びHFC-254ebの含有量を、重量パーセントの含有量へと換算することはできない。そうすると、本件明細書には、上記①～③の構成を有する組成物についての記載がされていないというほかない。

▶それのみならず、本件明細書には、このような構成を有する組成物が、HFO-1234yfの前記有用性にとどまらず、いかなる意味において「有用」な組成物になるのか、という点について何ら記載されておらず、示唆した部分もない。したがって、当業

次ページへ続く [▶](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

者が、本件明細書の記載から、上記①～③の構成を有する組成物が、熱伝達組成物として「有用な」組成物であるものと理解することもできない。

▶したがって、当業者は、本件明細書の記載により本件発明の課題を解決することができる と認識することはない。

3. まとめ

本件は事例判断にとどまりますが、特許の有効性について、無効理由が存在するとの結論では共通するものの、第一審と知財高裁の理由付けが異なった事案であり、また、化学的組成物の特許に係るサポート要件違反の有無の判断手法としても参考になり得るため、紹介する次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

機械装置においてサポート要件違反が認められた事例



黒田 佑輝
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和5年9月20日判決(令和3年(行ケ)第10152号)裁判所ウェブサイト〔永久磁石の樹脂封止方法事件〕

裁判例はこちら

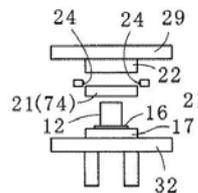
本判決は、機械装置に関する方法発明についてサポート要件違反(特許法36条6項1号)が認められた事例です。原告(請求人)は、被告(被請求人)の、名称を「永久磁石の樹脂封止方法」と題する発明に関する特許(本件特許)について、多数の無効理由を主張して、特許無効審判を提起しましたが、特許庁が請求不成立としたため、知財高裁に審決取消訴訟を提起しました。知財高裁は、無効理由のうちサポート要件違反を認定して、審決を取り消しました。

本件特許の補正後の請求項1は、「複数枚の鉄心片が積層された回転子積層鉄心の複数の磁石挿入孔にそれぞれ永久磁石を挿入し、前記各磁石挿入孔に前記永久磁石を樹脂封止する方法において、前記回転子積層鉄心を、上型及び下型の間に配置して、前記上型及び前記下型同士が当接することなく、前記下型及び前記上型で前記回転子積層鉄心を押圧し、前記回転子積層鉄心の前記磁石挿入孔に前記永久磁石を樹脂封止することを特徴とする回転子積層鉄心への永久磁石の樹脂封止方法。」というものであり、概要、鉄心と呼ばれる磁石を挿入する客体を、上型と下型と呼ばれる金型で挟み込んで、鉄心に予め設けられた穴に磁石を挿入したうえで樹脂を流し込み、加熱して樹脂を硬化させるというものです。

裁判所は、発明の課題について、明細書が、従来技術の問題として、①樹脂封入を均等に行うことの難しさ、及び②鉄心を下型に設けられた穴に嵌挿しているため、鉄心の加熱後にそれを穴から取り出す作業性が悪いことが挙げていることから、①か②のいずれかを解決し、「生産性及び作業性に優れており、安価に作業ができる永久磁石の樹脂封止方法を提供すること」が発明の課題であると判断しました。

そのうえで、裁判所は、本件発明が問題②を解決できているかどうかを検討しました。

まず、発明の詳細な説明では、以下の明細書図10の抜粋の通り、回転子積層鉄心を搬送トレイの上に置いたまま、下型と上型で挟み込んで加熱するという方法のみが開示されていました。



- 12: 回転子積層鉄心
- 16: 搬送トレイ
- 17: 下型
- 21: 上型

他方で、本件特許の補正後の請求項1について、「上型や下型の形状及び構造や「上型及び下型による回転子積層鉄心の押圧時」以外における回転子積層鉄心の配置や状態等を特定するものではなく、例えば、下型に載置する回転子積層鉄心を搭載する搬送トレイを構成しているものではないから、本件発明1の回転子積層鉄心を搭載する搬送トレイを構成に含む発明のみならず、この搬送トレイを構成に含まない発明を含むものと認められる。」と認定しました。

このような、明細書の記載と、請求項1の記載の対比に基づき、明細書には、搬送トレイを用いない構成を具体的に示唆する記載はなく、これに代わる構成が当業者にとって明らかであることを認めるに足りる証拠もないから、サポート要件に違反すると認定しました。

本判決は、サポート要件に関する事例判断であり、新たな基準を打ち立てたというものではありませんが、機械装置におけるサポート要件違反の事例として参考となると考えられます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商標

商標法3条1項3号への該当性について特許庁と知財高裁とで判断が分かれた事例

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年9月7日判決(令和5年(行ケ)第10030号)裁判所ウェブサイト〔ヘアカーラー事件〕

裁判例はこちら

本件は、被告(Y)が商標権者である「くるんと前髪カーラー」(標準文字)との商標(本件商標)に関し、原告(X)が、商標法3条1項3号等への該当を主張して商標登録の無効審判を請求し、特許庁は審判の請求は成り立たない旨の審決(本件審決)をしたところ、Xが知財高裁に、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起したものです。知財高裁は、特許庁と異なり、商標法3条1項3号に該当する旨を判断し、本件審決を取り消す旨の判断をしました。

まず、本件審決は、次のような理由で、商標法3条1項3号該当性を否定していました。

- ・ 本件商標の構成文字は、「はずみをつけて回るさま。軽やかに巻かれているさま。」を示す擬態語である「くるん」の文字、「前髪」の文字、「頭髪を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具」の意味を有する「カーラー」の文字を、促音や格助詞「と」などを介して結合してなるところ、構成文字全体としては成語や文章としての意味合いを特定するためには言葉が不十分であるから、各文字の語義に相応する漠然とした意味合いを連想させるとしても、具体的な意味合いまでは直ちに認識、理解することができず、商品の品質表示としては具体性を欠くものである。
- ・ 美容情報と関連する雑誌記事やインターネット情報などにおいて、髪が巻かれた様子を表すために「くるん」という擬態語が使用される場合があることは把握することができるとしても、本件商標のような文字構成からなる文章が、商品の具体的な品質等を表示する慣用的な表現として取引上一般に採択、使用されている事実関係は見いだせない。

これに対して、知財高裁の判断は、商標法3条1項3号への該当を肯定しています。

知財高裁は、本件商標は、これを構成する文字の全体をもって、一連一体の語句を表すものであると理解されるものであるところ、本件商標の商標法3条1項3号該当性を判断するに当たっては、このような一連一体の語句を構成する各語の意味に加え、取引の実情に照らし、取引者又は需要者によって、当該一連一体の語句が、商品の品質、効能、用途等の特徴を示すものと一般に認識されるものであるかどうかを検討する必要がある(最高裁昭和61年1月23日裁判集民事147号7頁)としました。

その上で、知財高裁は、まず、「前髪」及び「カーラー」の各語は、登録査定日当時、高い信頼性のある国語辞典に記載され、それぞれ「額に垂れ下がる髪」「頭髪を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具」との意味を有するものとして、商品に係る取引者又は需要者(本件需要者等)にとって極めて明確だったと認定しています。

次に、知財高裁は、「くるんと」の語について、辞書の記載に加え、多数のウェブサイト及び新聞記事における記載を示しつつ、辞典に記載された「くるん」の語の意味及び用例、登録査定日前のウェブサイト及び新聞記事における「くるんと」等の語の使用例並びに日本語の文法に照らすと、「くるんと」の語は、前髪を含む毛髪について用いられるときは、通常、「(毛髪が)丸く曲がった様子」を示す語として用いられていると認定しました。そして、知財高裁は、ウェブサイトにおける「くるんと」等の語の使用例に照らすと、「くるんと」の語と「くるん」との語は、促音の有無により互いに意味を異にするものとは認められず、「前髪」の語の直前に置かれた本件商標の構成中の「くるん」との語は、それが副詞として修飾することになる用言(動詞、形容詞等)が明示されていなくても、その内容は自明であって、通常、「(前髪が)丸く曲がった様子」を示すものとして、本件需要者等

¹ 紙面の関係で、商標法3条1項6号該当性及び商標法4条1項16号の該当性についての記載は割愛しています。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

に認識されるものと認めるのが相当であるとしてしました。

さらに、知財高裁は、証拠及び弁論の全趣旨によると、Yは、登録査定日当時、Yの商品の品質、効能等をうたう宣伝文句として、「くるんっとカールした前髪ができちゃう!」及び「くるんっと内側にカールした前髪をセットするためのカーラーを考えました」との文言を用いていたとの事実を認め、これは、「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等において、当該語句が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」などを意味するものと認識するとの上記認定に符合するものとしています。

これらの事情から、知財高裁は、「くるんっと前髪カーラー」の語句は、単に商品(電気式のものを除くヘアカーラー)の効能等を述べたものにすぎないこと、本件商標は、「くるんっと前髪カーラー」の語句のみからなり、当該語句を標準文字で表すものであって、商品の効能等を普通に用いられる方法で表示するものであること等を述べ、本件商標は、商品の品質、効能等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるといえることから、商標法3条1項3号に掲げる商標に該当すると結論づけました。

本判決は、商標法3条1項3号への該当性について、特許庁と知財高裁の判断が分かれた事例であり、知財高裁において、取引の実情、用語のインターネットや新聞における多数の使用例が考慮された事例として、実務上の参考となるところがあると考えられましたので、紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争

ペット用健康補助食品の標章につき周知性が否定された事例



松本 健男

PROFILEはこちら

大阪地裁(21部) 令和5年9月14日判決(令和4年(ワ)第3392号)裁判所ウェブサイト[「ワンスプーン」事件]

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、原告が、被告に対して「ワンスプーン」ないし「ONE SPOON」との名称(併せて「ワンスプーン」)のペット用健康補助食品(「原告商品」)を卸売販売していた(「本件販売契約」)ところ、本件販売契約の終了後、被告が、インターネット上で「ワンスプーンプレミアム」ないし「ONE SPOON PREMIUM」との名称(併せて「ワンスプーンプレミアム」)で原告商品とは異なるペット用健康補助食品(「被告商品」)の販売(「本件販売行為」)を開始したことが、不正競争防止法(「不競法」)2条1項1号の不正競争(混同惹起行為)に該当し、これにより、原告は原告商品の販売減少の損害を被った等として、被告に対し、不競法4条に基づき、損害賠償を求めるとともに、不競法3条1項に基づき、被告商品の製造販売の差止めを求めた事案です。

原告は、この他に、被告が、本件販売契約の終了後、原告商品を販売するために開設したネットショップを遅滞なく削除(閉鎖)すべき信義則上の義務に違反し、被告商品に原告商品と類似の商品名を付け、被告商品が原告商品の改良後継商品であるかのように虚偽を述べ、上記ネットショップにおける原告商品のカスタマーレビューを被告商品に流用するなどして本件販売行為を行ったことは、原告の営業権を違法に侵害するものであって、不法行為を構成するという点も損害賠償請求の根拠として主張していました。

本判決は、原告の請求をいずれも棄却しましたが、本稿では、不競法に係る判示部分に絞ってご紹介します。

2 本判決の要旨

(1) 原告は、原告の周知の商品等表示である「ワンスプーン」と類似の標章「ワンスプーンプレミアム」を使用した被告の本件販売行為が不競法2条1項1号の不正競争に該当する旨

主張する。同号の不正競争に該当するというためには、商品等表示が周知性を備えること、すなわち、需要者の間に広く認識されていることが必要である。

(2) 令和元年9月の本件販売契約の締結後は、被告がアマゾン、楽天市場、auPAYマーケット、ヤフーショッピング等のネットショップにおいて原告商品を販売していたものであり、日本全国のペットの飼育者が需要者として見込まれ得るものと解される。

しかるに、原告商品の売上げは、本件販売契約が終了する令和3年8月までの2年間で3837袋であり、その後の令和4年1月までのアマゾンでの販売数量を含めても4435袋(1袋250g)にすぎず、購入者は多くても1000人程度にとどまっている。原告商品の販売実績が上記の程度にとどまり、他に「ワンスプーン」との標章が特に需要者間に周知されていたと認めべき事情も見当たらない以上、上記標章は、「需要者の間に広く認識されている」とはいえず、周知性があるとは認められない。

これに対し、原告は、原告商品につき、平成29年までの年間販売量は300kg程度であり、250gの袋に小分けすると約1200袋であった旨主張する。しかし緑微研等が限定的に原告商品の販売を行っていた事実は認められるものの、その数量が原告の上記主張のとおりであったことを裏付けるに足る証拠はない。また、仮に上記主張に係る事実が認められたとしても、上記数量に照らすと、直ちに上記標章の周知性が肯定されるものではなく、いずれにしても、上記結論が左右されるものではない。

(3) したがって、被告の本件販売行為は、不競法2条1項1号の不正競争に該当するとは認められない。

次ページへ続く ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3. 若干の考察

本件は、不競法2条1項1号の「需要者の間に広く認識されている」との要件(周知性要件)に係る判断の一事例として参考となると考え、ご紹介しました。

もっとも、周知性要件の判断は、商品・役務の性質・種類、取引態様、需要者層、宣伝活動、表示の内容等の諸般の事情から総合的に判断されます。したがって、具体的事案における周知性要件の検討にあたっては、本件判決において検討された販売数量、購入者数以外の様々な事情も踏まえる必要があります。また、販売数量や購入者数の規模が同程度であったとしても、そもそも市場全体の規模が極めて小さい商品であるような場合には、その評価が異なる可能性があることにも留意が必要です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所 News

「Global IP Awards 2023にて、当事務所は高い評価を得ました」

10月19日、IAMとWTRによってロンドンで開催されたGlobal IP Awards 2023にて、当事務所は、【Patent Litigation Firm of the Year for Japan】を受賞いたしました。

Global IP Awards 2023のウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

「Who's Who Legal: Japan 2023にて、当事務所の弁護士が高い評価を得ました」

Law Business Research Ltdが発行するWho's Who Legal: Japan 2023において、当事務所の弁護士が知財部門を代表する弁護士として高い評価を得ました。

【弁護士】重富 貴光

【分野】Global Leader /IP- Patents 2023: Recommended

National Leader/Japan- Intellectual Property 2023: Recommended

Who's Who Legal: Japan 2023のウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

清水節先生古稀記念論文集「多様化する知的財産権訴訟の未来へ」

出版社	日本加除出版株式会社
出版年月	2023年10月
執筆者	重富 貴光
論文	「存続期間が延長された特許権の効力－医薬用途発明に焦点を当てて－」

デジタル化社会の進展と法のデザイン

出版社	株式会社商事法務
出版年月	2023年10月
執筆者	重富 貴光
論文	第4章 わが国におけるデジタル関連法制の動向と課題 「デジタル・プラットフォーマー(DPF)による人工知能(AI)知財戦略」

「最新トピックスで学ぶ知的財産法【第41回】－特許権の越境侵害(前編)－」

掲載誌	企業と発明Lite2023年9月号
出版社	一般社団法人大阪発明協会
出版日	2023年9月19日
執筆者	松本 健男

「特許権等侵害訴訟等における第三者意見募集制度の実務(上) －施行後の実務の動向と法改正も踏まえて」

掲載誌	NBL 1253号
出版社	株式会社商事法務
出版日	2023年11月1日
執筆者	松本 健男

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。